

国 技 電 第 3 0 号
令 和 3 年 9 月 8 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

大 臣 官 房 技 術 調 査 課 電 気 通 信 室 長
(公 印 省 略)

世界的な半導体不足における電気通信設備工事の適切な工期確保について

現在、世界的な半導体不足の影響により、電気通信設備工事において使用する機器及び資材（以下「機器等」という。）の納期遅延が生じている。

これにより、当初工期内に工事が完成できない事態が想定されるため、機器等の納期遅延に対しては、当面の間、下記のとおり適切に対応されたい。

記

1 工事の工期延期及び一時中止

受注者より、半導体不足の影響による機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できないことを理由に、工期の延長を請求された場合は、工事請負契約書の規定によりその協議に応じること。

また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うこと。

なお、これらについては特段の事情が無い限り、受注者の責によらない事由として取り扱うこと。

2 条件明示

上記1の対応について、特記仕様書等に条件明示すること。

(担当) 大臣官房技術調査課電気通信室
中村(22364)、深尾(22376)